

## 厚生労働大臣免許の新規申請における必要書類チェック表

### ●新規申請を受付けている厚生労働大臣免許

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士

#### 《医師、歯科医師》

##### ◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 60,000 円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	合格証書	申請書に試験年月日、受験地、受験番号の記載がない場合必要です。 窓口にて写しをいただきます。
	診断書	発行日から 1 カ月以内のもの
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	発行日から 6 カ月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが必要です。 ※次に該当する方は住民票の写しではなく本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本が必要です。 ・出願後、免許申請までの間に、本籍または氏名を変更した場合 ・免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合 <b>【日本国籍を有しない場合】</b> ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 カ月以内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）
	登録済み証明書 用はがき	希望者のみ ※切手貼付が必要です（急ぐ場合、速達分の切手も貼付してください。） ※申請後に登録済み証明書用はがきを希望されても対応いたしかねますのでご注意ください。
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしています。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便はがきを持ってきてください。

※保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 9,000円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	合格証書	申請書に試験年月日、受験地、受験番号の記載がない場合必要です。 窓口にて写しをいただきます。
	診断書	発行日から1ヵ月以内のもの
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	発行日から6ヵ月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが必要です。 ※次に該当する方は住民票の写しではなく本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本が必要です ・出願後、免許申請までの間に、本籍または氏名を変更した場合 ・免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合 <b>【日本国籍を有しない場合】</b> ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から6ヵ月以内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）
	登録済み証明書 用はがき	希望者のみ ※切手貼付が必要です（急ぐ場合、速達分の切手も貼付してください。） ※申請後に登録済み証明書用はがきを希望されても対応いたしかねますのでご注意ください。
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしています。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便はがきを持ってきてください。

《薬剤師》

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 30,000 円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	合格証書 (原本)	窓口で合格証書の原本照合後に返却します。
	診断書	発行日の翌日から 1 カ月以内のもの
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	発行日の翌日から 6 か月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが必要です。 ※次に該当する方は住民票の写しではなく本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本が必要です <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願後、免許申請までの間に、本籍または氏名を変更した場合</li> <li>・免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合</li> </ul> <p>【日本国籍を有しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し</li> </ul> <p>※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 か月以内で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）</li> </ul>
	登録済み証明書 用はがき	希望者のみ ※切手貼付が必要です（急ぐ場合、速達分の切手も貼付してください。） ※申請後に登録済み証明書用はがきを希望されても対応いたしかねますのでご注意ください。
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしています。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便はがきを持ってきてください。

《管理栄養士》

◎必要書類（新規）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 15,000 円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	合格証書 (原本)	原本は提出書類になるため返却はいたしません。 就職等で必要な方は事前にコピーや写真をとっておいてください。
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	発行日から 6 か月以内のもの 住民票の写しの場合、本籍地が記載され、個人番号を省略したものが 必要です。 ※次に該当する方は住民票の写しではなく本籍または氏名の変更経過 が確認できる戸籍抄（謄）本が必要です <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願後、免許申請までの間に、本籍または氏名を変更した場合</li> <li>・免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合</li> </ul> <p>【日本国籍を有しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し</li> </ul> <p>※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（発行日から 6 か月以内 で、国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）</li> </ul>
	栄養士免許	窓口にて原本照合後に返却します。
	登録済み証明書	希望者のみ ※切手貼付した返信用封筒が必要です（急ぐ場合、速達分の切手も貼付 してください。） ※申請後に登録済み証明書を希望されても対応いたしかねますのでご 注意ください。
	郵便はがき	尾道市では、免許証が届いたときにはがきを使ってお知らせをしてい ます。事前に、郵便局やコンビニエンスストア等で裏面が白紙の郵便は がきを持ってきてください。